

## 乳児等通園支援事業の実施に係る府中市こども計画の 代用計画の策定について

### 1 趣旨

令和6年の子ども・子育て支援法（以下「法」といいます。）の一部改正に伴い、府中市こども計画（以下「計画」といいます。）において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の「量の見込み」及び「確保方策」を定めています。

しかしながら、令和7年の法改正に伴い、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容（地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策）（以下「一体的提供及び体制確保の内容」といいます。）」についても、計画に定めることとされました。

つきましては、計画については令和7年1月に策定していることから、計画は変更せず、代用計画を策定し、対応するものです。

### 2 代用計画の概要

#### (1) 令和7年度以降のこども誰でも通園制度の利用需要と提供体制

国の「量の見込み」の算出等の手引きに基づき、次のとおり算出します。

##### ア 就学前児童数、対象児童数、利用率及び利用者数

計画の就学前児童数の推計から、3号認定者数の差分を対象児童数とし、対象児童数に利用率（100%）を乗じたものを、利用者数とします。

※ 就学前児童数の0歳児は、0歳児児童数の推計の半数とします。

##### イ 必要受入時間数（量の見込み）

利用者数（ニーズ）×月一定時間（10時間）

##### ウ 必要利用定員総数

必要受入時間数（量の見込み）÷定員一人1月当たりの受入可能時間数（176時間）

#### (2) 一体的提供及び体制確保の内容

乳児等通園支援事業の実施に当たり、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。また、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援するため、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進します。